

RE'-0059

0252

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

は
し
が
き

今回、中国との間に民間漁業団体による話し合いが進められる機運となつたのを機会に、日中漁業協議会の依頼により、日中関係、漁業問題に関する国際法的調査研究を行うこととなつた。問題は多岐に亘り複雑且つ不確定な要素が多く、また調査を依頼された問題も本稿以外にわたるものもあるが、期限もあることとて、一おう本稿を以てまとめて、他日に完成をまつこととした。したがつて、引用、註記等も若干用意したが、一さう省いた。

高
野
雄
一

協
力
者

東大大学院学生	阿久沢英男
国会図書館調査 立派考査局外務課	杉山茂雄
外務省条約局第四課	
東大大学院学生	
東大大学院学生	
熊本大学法学部助手	

RE'-0059

0253

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0254

目次

第一部 日華平和條約と日中關係

一 日華平和條約の成立経過	一頁
二 日華平和條約と中國政府の承認問題	二頁
三 承認の一般理論と北京、臺灣両政權	四頁
四 日中の戰爭狀態と日華平和條約	一頁
五 中國の内戦と日中關係	一四頁
六 北京政権承認と日華關係	一〇頁

第二部 日中漁業に關する諸問題

一 北京政権による日本漁船の拿捕・抑留の性質と根拠	二四頁
二 公海漁業と日中漁業關係	二八頁

この小冊子は、本会から高野先生に委嘱した研究報告
の一部であるが、印刷を急いだ関係で、翻訳者において無
断で本文中用語を改めた箇所、即ち原文中「中共」とあ
ったのを「北京政権」に、また「日華」とあつたのを
「日中」としたところがすべくない。そのため却つて
呼ぶの混乱を来たした親のあることをおわびする。

RE'-0059

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RE'-0059

0255

第一部 日華平和條約と日中關係

一、日華平和條約の成立経過

日本は、一九三一年の満洲事変、一九三七年の日華事變に引続いて、一九四一年二月九日、中國と交戦關係に入つた。日本は、一九四五年七月二六日、米英ソ華四國のボッダム宣言を受諾、同月一日右四國を主要連合国とする連合国との間に降伏文書を調印し降伏による休戦關係に入つた。右の米英ソ華四國を中心とする主要連合国は、極東委員会その他を通じて、その後、日本の占領と管理を実施した。以上の諸場合を通じて、中國は国民党政府によつて代表されていた。

一九五一年九月八日、日本は四八連合国との間にサンフランシスコで平和條約を締結した。右平和條約は、翌一九五二年四月二九日に効力を発生した。この間、右の平和條約の調印、発効に先立つて、中共による内乱が発展し、一九四九年一〇月一日には北京政権が成立した。従来の国民党政府は台灣に落ちのび、右の北京政権と政治的・軍事的に対峙するに至つた。この主要連合国である中國における政権の分裂と対立は、他の連合諸國、直接には米英の間の對中國政策の不一致を生み、中國は遂にサンフランシスコ平和會議に招請されなかつた。ただ右のサンフランシスコ平和條約は、その二六条で、日本が同平和條約の未調印連合国との間に、内容上同條約

と同一又は実質的に同一の二国間平和条約を締結すべきことと定めた。そのため、日本は、中国と右の二国間平和条約を結ぶべきことになつた。右平和条約を国民党政府或は北京政権のいずれとの間に結ぶかは、日本政府として選択しなくてはならなかつた。しかし、日本政府は、すでにサンフランシスコ平和条約の発効に先立つて、一九五一年二月二十四日、吉田首相のダレス米國務長官宛書簡により、国民党政府との間に、外交回復のための条約を結ぶことを明かにした。日本は、国民党政府（台湾政府）との間に、はじめ修好条約の形で交渉を行は予定であつたが、後に平和条約の形となつた。かくして日華平和条約は、サンフランシスコ平和条約発効の日、即ち、一九五一年四月十九日に調印され、批准を終つて同八月五日に発効した。

一 日華平和條約と中國政府の承認問題

中国には、現に正統な中国政府と称してゐるものが、北京と台灣に二つある。日本との間に從來から國際關係を維持してきたのは後者、即ち現在台灣にある政府、即ち国民党政府である。同政府との間には戦争によつて外交關係が一時断絶した（一九四一、一二、九）が、日華両国との間には開戦、降伏、休戦、占領、管理等の戰時法の關係を含む、國際關係一般が同政府を相手に引続いて認められてきたことは確かである。（戰前、蔣介石政権を相手とせずという國際法上の意義の不明確な聲明が出され、また汪政権の樹立があつたが、これらは事實の上で消滅し、問題とならなかつた）。この關係の上に、今日の日華平和条約が結ばれて、一時断絶していた外交關係も復活することになった。それは、國際法上にいう政府の承認ではない（戰前の日本が、汪政権を革命による新政権として承認

し、蔣政権を事實上の政府として公けの關係を断つたと解すれば、蔣政権の承認は意味がある。しかし、そうしても蔣政権の承認はすでに降伏のときに默示的に実現してくる。およそ、未承認の政府との間で、平和条約のような正式の条約を結べば、これが右の未承認の政府を、（默示的に）承認したことを意味するのは、國際法の定説である。しかし、国民党政府は日本との關係において未承認政府の地位にはなかつた。それは從来から日本が承認している政府であり、それとの平和条約の締結は戦争の終了と外交關係の復活を意味することとなる。

したがつて、サンフランシスコ平和条約は、中国と二国間平和条約を結ぶに當つて、その相手として北京政権と台灣政権のいずれかを日本に選ばせることとしたが、これは戦争終了、外交再開を意味する平和条約の締結の相手方の選擇の自由であつて、うすの政府を政府として承認するかの選択ではない。日本にとっては、中國は政府（国民党政府）を有する國として從來から存在してきてくる。

即ち、条約締結に當つて、台灣政府については、政府の承認が問題となる余地はない。これに反し、北京政権は中國に生じた革命政権であつて、これと國際的に公の交渉をもつためには、それを政府として承認することを要する。即ち、サンフランシスコ平和条約は、日本に北京政権を選択して、これと平和条約を結ぶ地を与えた。もしこれにより、日本が北京政権との間に平和条約を結べば、これに北京政府を（默示的に）中國の政府として承認したと言ひなれる。北京政権は革命によつて新しく成立した政権であり、台灣政権とちがつて、從來日本によつて承認されてゐた關係はない。即ち、未承認の政府である。もがりて、同政権と平和条約を結べば、中國との間の戦争終了、外交關係の復活、台灣政権の側からいえば、外交關係の創設）明らかに平和条約本来の效果（これは台灣政府

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

四

との平和条約についてと全く同じ)の他に、政府の承認という、全く別の効果を伴うことになる。この場合には、反面において、台灣政府の中國の政府としての地位は否認される。國際法上一国内に二つの正統政府はありえない。日本が平和条約の相手として台灣政府を選び、北京政権を選ばなかつたことは、承認との関係でいえば、北京革命政府の事実上の成立にかかわらず、台灣政府をなお否認せず、中國の正統政府として、それが存続することを確認したという消極的な意味をもつてとどまる。

三 承認の一 般理論と台灣、北京両政権

日華平和条約が、中國政府の承認との関係でもつ意味は前述のとおりであるが、北京政権を承認しないことが國際法上正しいのか、國際法上北京政権を承認すべきではないのかとくことが別に考えられる。これは日華平和条約のもの意味とは別個に、國際法の承認の理論並びに制度からして、北京政権をいかにみるべきか、という問題である。もとよりこれは國際法上の問題であつて、政治上、北京政権を承認した方がいい、或は承認しない方がいいこととは別である。

周知のように、今日、北京政権を政府として承認している国はすでに二十六ある。これには、ソ連及びソ連圏の国々の外、イギリス、オランダ、ノルウェー、デンマーク、スエーデンのヨーロッパ諸国及びインド、パキスタン、セイロン、ビルマ、インドネシアなどアジアのいわゆる第三地域系の國々を含んでいく。このうち、二〇国はすでに北京政権に外交使節を送り、他の三国は交渉代表を送っている。北京側もまたこのうち一八国に外交使節を送つ

てくる。

一方、依然として台灣の国民党政府の承認をうづけている国は四一あり、このうち現実に台灣に外交使節を送つてゐるのは、アメリカ、パナマ、ヴェネズエラ、ブラジル、フランス、ヴァチカン、スペイン、トルコ、日本、タイ、フィリピン、韓國の二二国である。別に北京政権を承認した國のうち、イギリスだけは、台灣になお領事をおこしている。一方、国民党政府が外交使節を送つてゐる國は三七に及ぶ。

このように、日本は、台灣政府を依然として承認してゐるが、世界的にみると、兩政府を認める國は、ほぼ相半ばする。殊に、現實の情勢は、北京政権が中國大陸を支配して、中國の領土・人民のほとんど全部を支配している。これに反し、台灣政府は、その占める領土・人民いすれも、全中國のほぼ一ペーセントに過ぎない。(しかも、台灣政府の占める領土・人民の大部分である台灣と澎湖島並びにその住民は、第二次大戰までは日本の領土・人民であつて、この大戰の結果として中國に返還されることになったのである。しかし、サンフランシスコ平和条約(二条B)は日本の台灣放棄を定めたのみでその中國帰属を定めず、また日華平和条約第二条と同じく日本の台灣放棄を定めるのみである。日華平和条約で台灣放棄を規定した以上、その台灣が国民党政府の中國に帰属すると断定してよいとも考へられる(国籍については一〇条の規定がある)が、形式上はそれが明記されておらず、且つ日華平和条約の基本となるサンフランシスコ平和条約が中國の二政権对立に伴つ米英連合國間の対立で、台灣の歸屬を定めかねたことを考慮にいれなくてはならない。そうすると、台灣が確定的に国民党政府の中國に帰属したということを必ずしも断定しないことになる。このよつて、台灣政府がわざかに占めているその領土すら、その基礎が薄弱だといわなくてはならない)。

五

RE'-0059

0259

およそ、革命・内乱に伴う新政府の承認の要件として一般に国際法上定められるものは、新政府がその国の領土・人民を実効的に支配下におさめ、そして国際法を遵守する意思と能力を備えることである。そして、今日、一般の認めるところでは、この政府承認の要件の中心は、その政府権力の実効性における。革命の原因とか性質、内乱の遂行方法、新政府の正当性などはとくに考慮せず、政府権力の実効性が第一義的に考慮せられる。(ただ、そのような承認の要件が備つた場合にも、外国にはこれを承認する義務はない)とせられるのが通説である。外国は、かかる承認の要件が備つたと認められる場合にも、その政治的立場から、承認を延ばすことができるとする。この場合、承認の要件はそれを失くしに敢て承認を行えば、それは簡単の承認として違法である。という点で意味をもつてことまる。そしてそれは従来から政府に対する不法な干渉行為である。もつとも、承認の要件が整えば、外国にはこれを承認する義務があるという考え方もある。理論的にはこの方が正しいであろう。ただ、国際社会においては、この承認の要件を統一的に認定することを防ぎたい。その結果各国家にその認定が任せられる。したがつて、そこに各國の主觀的な時には政策的な認定が行われることを防ぎえない。その結果として、各国の承認が現象的にまちまちに行われると思われる。このように解することは承認に関する各国の慣習を通じても妨げられないであろう。しかし、いずれの見解に立つとしても、新政権の承認に関して、それが統一的に行われず然に国際間に政治的対立があるときには、承認が対立的にすらなることは充分ありうべきことであり、またそれが現実である。

以上の承認の要件に関連して、北京政権と台湾政権を比較するとき、中国の政府としては、前者がはるかに実効性を有することは論をまたない。領土・人民においてわざかに一パーセントを支配するに過ぎない台湾政権の実力は、中国の政府として、ほとんどに足らぬであろう。そこで、北京政府を承認して、これを中国を代表する

正統な政府と認めることは、理由がないわけではない。

しかし、一方において、従来から外國の承認をうけてくる政府は、革命が起り内乱が生じても、革命政府が実効的にこれにとつて代るまでは、なお正統政府としての地位を失わないのが原則である。つまり、国際法は革命や内乱を禁じない一方、革命や内乱による政治的実力闘争が現実に結着をみるまでは、かりに革命軍が優勢であり圧倒的である。革命政権を政府として承認しこれに決定的な地位を認めることを避ける。つまり、従来の政府を決定的に否認することはない。その意味で、従来からの政府は、それがなお実効的に存続するかぎり、正統性を有利に推定される。ところが国際法の原則である。したがつて、従来の政府が、革命軍のため、領土・人民の大半を失い、わずかにその一部を保持するにとどまつても、なお実力を以て革命軍との闘争をつづけている間は原則として、革命政権を政府として承認し、従来の政府の正統性を否認することは許されない。かかる政府を政府として承認することは、専らの承認として違法と目せられる。このような情況の下においては、従来の政府及びその政府が代表する従来の國家はそのままにしておいて、別に革命政権によつて代表される別の新しい国家を承認すること、即ち、革命政権に対して国家の承認を與えることもまた違法に為しえない。

このように、なほ内乱が継続中であるが、革命が相当に成功し、革命政権の支配する領土・人民が広汎に及ぶ場合には、外國は革命政権支配下の自己の法益を維持するために、これを交戦団体として承認し、戦時下における制限的・暫定的な国際法主体性を革命政権に認め、これとの限度で外交関係をもつことができる。これは、革命政権を政府として或は国家として承認してそれに決定的な地位を賦与することなく、しかも革命の規模が一定の段階

に達した場合、外国が革命政権と暫定的に公けに交渉をもやつるための違法な行為である。

現在の台湾政府の地位を、右の觀点からいかに評価すべきかは、法的事実の認定の問題にもなり、新中国を政府として承認する立場も必ずしも排斥されないかも知れない。少くとも政治的にそれが踏切られることは十分に察しうる。しかし、台湾という相当大きな島において、数百万の人民をその支配下におき、相当強力な軍隊を維持して、大陸の中共軍に対抗している事実は、別にアメリカの艦隊その他による援助もあることながら、必ずしもなおこれを無視しえない。それは北京政権の実力にくらべれば、はるかに弱小なものであり、その抗戦目的実現の見込みはほとんどないと考えられるが、それでも、その存在と現に存する敵対関係を無視して、内乱が終結したものとは必ずしも断定しえない。（台湾が中国領土として若干の疑義を有することは前述のとおりであるが、中国「北京政権を承認してない」といふことは台湾政府が、平和条約の結果確定的に得すべきものとされていてこと並びにそれまでの間、中国がこれを吉國に對しては台湾政権」が、

領する地位にあつたことは明白である。即ち、台湾は台湾政権にとって、必ずしも領土權が確定的に帰属していくのではないが、その帰属が決定せられ、且つそれを占領支配する権原を中国が明白に有していた地域である。したがつて、台湾政府が台湾においてあらわれていることは、国外に追われて支配地域及び人民を全く失つたものとして、その地位を否認すべき理由とはならない。

そこで、北京政権を政府として承認せずに、台湾政権を依然として中国の正統政府として認めて居ることも、理由がないわけではない。それを直ちに不適法な正しくない行為だとはいえなく、國際法上、従来の政府は、いやしくも實力的に存在するかぎり、正統性の推定をうけるのである。もとよりこの原則は、これを極端な事態にまで達

用することは避けなければならない。しかし、国民党政府が舟山島でなく台湾島に據つてゐる事実は、なお右原則の適用を排除すべき場合ではないと主張する有力な考え方もある。

しかしながら、その結果、台湾政府にくらべてはるかにまさる現実の力を有する北京政権を承認せず、これにならの主体性を認めず且つなんら公けの交渉をもたないことも、革命・内乱の現在の段階では不自然である。現状が長引きこのままで北京政権の地位がかたまつて行くにつれて、そのような状態が益々不都合なものとなつて行くことは論をまたない。この事態が北京政権に対する交戦団体の承認に値することはさうまでもなく、実は、一九四九年に北京政権ができる以前の段階、即ち大陸で次第に北京政権が国民党政府を圧倒してゐる段階において、この北京政権を交戦団体として承認する要件は充たされていたとみなくてはならない。しかし、交戦団体の承認もまたその要件に即して義務として行うべきものとは一般に考えられていない。現実にそれぞれの政治的立場にしたがつて各国は北京政権を交戦団体として承認する舉に出で、その後において、これを政府として承認するものと、かかる承認も與えないものとに分れるに至つてゐる。

また、かりに、北京と台湾の現在の敵対行動が、このまま膠着して、客観的にも両者が闘争を放棄する状態に至れば、その場合には北京政権に對して、政府の承認よりむしろ國家の承認を与うべき要件が備うわけである。北京政権が新国家として承認された場合、台湾は、極端に縮少された中国として残ることになり、北京政権は、従来の中国とは異なる別の新しい国家としての中国として成立することになる。この可能性は法理的にはなお十分に存するが、國際政治の上でそのように運ぶことはないと想像される。

現実の事態は、北京政権を交戦団体として認める（北京政権に対する交戦団体の承認）にはすでにそれが余りにも大きい現実の確定的な勢力となつてゐる。また、現状が固定するのを条件に、大陸の北京政権の新な別の国家を認め（北京政権に対する國家の承認）台湾に從来の中国の存続を認めることが、中國の國家的伝統からかけはなれてしまひに擬制的である。（法理的には、北京政権を新國家として承認する場合には、例えば国際連合、北京政権は新な国家として加盟の手続をとらなければならず、「現段階においては加盟は問題とならず、國連における中國の代表権が三政権間に争われている」この場合、中國「台灣」の拒否権が作用する。かりに加入しても安全保障理事会における大国としての常任理事国地位は依然として從来の中國、即ち、台灣が占めている。この場合現実の大國である北京の新中国を台灣に代えて常任理事国にするためには、憲章「133条」を改正しなければならず、その改正には現常任理事国である中國「台灣」の批准を要するといふこととなる。憲章二〇八、二〇九条）。

したがつて、北京政権が台灣をもその支配下に収めるに至らないかぎり（この実現は、現在の国際政局の下ではまず起りえないと、過渡的な性質を有する交戦団体の承認（政治的に各國はこの擧に出ない）は別とすれば、政府の承認にも問題があり、國家の承認にも不自然があることを意味する。そこで、政治的解決の必要と可能が生ずる余地が考えられる。例えば、米ソその他世界の主要な國々の会議で、北京政権の政府承認を踏切つて、これに中國國家を継承せしめ、遂に台灣を現状においてなんらかの形の國家として存続させることが考えられる。このような政治的解決は、北京政権側にも難色があろう、また台灣側にはそれ以上に受け難いであろう。しかし、國際政治的には今後の有力な一つの行き方と予想される。これは、まだ北京政権を政府として遅く承認しつつあることとなる。

四 日中の戦争状態と日華平和條約

日華間の戦争状態は一九四一年一二月九日に発生し、一九四五年九月一日の降伏文書により、日本の降伏に基く休戦状態が成立した。その後、中國内には革命が進行し、一九四九年には從来の国民党政府の他に、北京政権が成立了。そして、日華和平条約は、かかる背景の下に、一九五二年四月二九日国民党政府の中國との間に締結され、その第一条は日華間の戦争状態の終了を規定した。この条約は、同年八月五日に発効した。
此の平和条約を台灣政府との間に締結したことは、日本が北京政府に承認を与えた、台灣政府を依然として中國の唯一の正統政府と認めてゐること意味する。したがつて、この条約によつてこれまでの戦争状態は日華間に完全に終了したことになる。ただ、問題は、中國の現実の事態にかんがみで、同条約は、附屬交換公文において、「中國民政府の支配下に現にあり、又は今後入るべきすべての領域に適用がある」とされ、その適用地域が制限されいる。元來、日本は、台灣政府を相手として國交を回復する方針をとつたがために、中國の現実の事態にかんがみ、正式の平和条約をさばざ、修好条約の形式で國交を回復することを意図しておどきう。これによれば、日華

間の外交関係は、台湾政府を相手として完全に回復するが、日中間の戦争状態は形式的には未解決のまま残ることになる。正式の平和条約は、中国の内乱が完全に終息したときに、あらためて結ばれ、とくに主旨であつたであらう。ところが、台湾政府を相手に、国交回復を交渉する過程で、主として先方の主張により、修好条約でなく正規の平和条約を結ぶこととなり、一方、日本側の主張を容れてその適用地域を制限する形をとつた。

この条約の戦争状態の終了と適用地域の制限を総合的にどう解釈するかは問題の存するところで、次のように一樣の解釈を生む余地がある。

つまり、戦争関係の終了と「ことは性質上不可分の法律問題で、敵国の一部との間にそれが生じ、他の部分との間にそれが生じない」ということは考えられない。日本は、台湾政府を中国の唯一の政府としてこの条約を締結したのだから、戦争状態は日華間に完全に終了している。ただ、平和条約で規定したいろいろなことは、その適用を事実上制限されてくる。この点も、かりに台湾政府の支配が今後大陸に及べば、その適用範囲もこれとともに自動的に拡張せられる。台湾政府が大陸をすっかり回復してしまえば、この条約の適用の地域的制限は自動的に戦事実上解消してしまって、もはやなんらの制限もなく、この条約が適用される。北京政権が独自に日本に対しても戦争状態の処理・平和条約の締結を唱えて、日本にとって北京政権は単なる事実的存在であつて、日華平和条約による日華間の戦争状態の終了はこれによつてなんら影響をうけない。このように解することも可能であつて、国会において条約局長の答弁によつて示された政府の見解は、大体この立場をとつてゐる。

II ところが、日華平和条約第一条の戦争状態の終了と交換公文による適用地域の制限について、右と異なる解

釈が不可能でない。つまり、交換公文による適用地域の制限は、平和条約の全条項にかかるのであつて、戦争状態の終了を規定する第一条もその例外ではない。戦争状態の終了は不可分のものだが、適用地域の制限は第一条についても意味をもつ。つまり、日華間の戦争状態は台湾政府に対して、「その現に支配し又は今後支配するかも知れない地域」に即して終了したのでありて、台湾政府が「現に支配せず今後も支配しないかも知れない地域」については別である。後者の地域については、本条約は、a) 日華の戦争状態が継続していくことをもとより意味するものではないが、b) 逆にその部分についても戦争状態が終了したことを積極的に意味するものでもない。本条約においては、その範囲に関するかぎり、事実の問題として残している。ただ、今後の事実関係の発展いかんによつて、戦争状態の終了をはじめ、平和条約の条項の適用範囲の事実的な拡張があらうべきことが約束されてくるに過ぎない。本条約は、中国における否定しきれない内乱の事実、革命政権の存在する事実に即して規定されたもので、台湾政府が現に支配せず今後も支配しないかも知れない中國領域については、戦争状態の終了を含めて、現に積極的にはなんら定めることなく、これを事実の問題として、その適用外においたのである。このような解釈も可能であつて、国会における岡崎外相の答弁には、しばしばこの考へに近いものが表明されている。この考へに従えば、この平和条約との関係で、北京政権支配地域と日本との間はなお事実状態で、今後の事実の進展によつて、この平和条約が全面的にそこに適用される可能性があるとともに、また今後の進展いかんによつて、その事実関係になんらか別個の（例えば北京政権を相手とする）法的処理（例えば新に平和条約の締結）がなされる可能性を残していることになる。この平和条約が最初に修好条約として考へられた経過を考慮すると、この解釈がより真実に近いとも

うえる。一の考えは、法理的によつたりきりするが、必ずしも決定的ではない。またこの平和条約自体が、背後の事実とともに、適用地域の制限といふ、規定としても、それ自体すつきりしない、独特のものがあつてゐることを認めなくてはならない。

従つて、本平和条約との関係で日本は、北京政権との間になお戦争状態が存続していくことをしさかも認めたのではなくが、反面、北京政権との間にも戦争状態が終了してゐることを積極的にいつてることにもならない。一方、日本政府が、北京の出方いかんに、これとの平和条約を結ぶ可能性にしばしば公に言及してゐることは兼知の事実である。つまり、北京政権との間に戦争関係が存続していくことを否定していながらである。つまり日華平和条約は、北京政権との関係は事実関係として放置していると解される。そして、北京政権が、自己を唯一の中国の政府として、日本との間はボッダム宣言・降伏文書による休戦状態にあり、戦争状態は終結してゐらず、日本との間に早く平和条約を締結すべきだ、といふ態度を、ソ連とともに、といつてることは明かな事実である。

五 中國の内戦と日中関係

拿捕など、日本と現在の中國との関係を把握するには、戦争関係の他に、内戦に伴う国際関係を別個に是非考察しなくてはならない。

(1) 交戦団体の承認が行われれば、中國の革命はすでに九分九厘成功し、その内戦はきわめて大きな規模になり、且終局の段階にきてゐる。すでに述べたように、北京政権はつとに交戦団体として承認せらるべき要素を備え、現在ではそれ以上のものになつてゐる。本国政府或は外國によつて北京政権が交戦団体の承認をうければ、事態は一とおり明確となる。台灣と北京との敵対行動には交戦法規が適用せられ、日本は両者に対して中立関係になつて中立法規の適用をうける。その結果、台灣との関係において、政府は軍事的援助を回避し、且つ自國領土が軍事基地として用いられるこれを防止すべき義務を負ひ、民間はその海上通商中、軍事的要素をもつもの（戦時禁制品の輸送、情報等に関する軍事的援助行為など）について、北京側の交戦権行使による危険を自ら負担することになる。北京に対しても、以上の関係は同じであるが、政府は以上の範囲内において、引揚・漁業等、自国民の権利利益の保護について暫定的外交交渉と協定締結を、北京との間に爲しうるようになり、民間もまたその軍事的性質の交通・通商について危険を負担することを除いて、その通商を一般的に妨げられることはなく、もつとも通商条約のような本格的な条約をこれと結ぶことは依然として許されず、平常の通商の保護・助長には自づと限界がある。

(2) 叛乱状態の下においては、北京政権が交戦団体の承認をうけていなべ状態においては、北京政権は国際法の主体として認められることなく、中国内部における正統政府に対する叛乱団体の地位を有するなどまる。従つて

〔六〕

(北京政権を承認しない) 外国と中国との国際関係は、台灣政府を通じてのみ存在し、叛乱団体との間には、外国は国際法上の関係をもつことはない。

叛乱団体をして認める意思がない以上、これと公の交渉をもつて、或はこれに対して中立的地位に立つことを宣言することはできず、また叛乱団体が自国民の正統政府との通商に対して封鎖、戦時禁制品、軍事的援助を理由とする船舶の捕獲を行うことを認める必要はない。逆にそのような行為をはつきりと行い、或は認めれば、そのようなことを通じて叛乱団体を交戦団体として承認する暗示的意図を認められることになる。叛乱団体を政府が援助する如きはもとより不法な干渉行為である。(これに反し) 正統政府の側を援助するのは協力であつて、干渉でない、とされるのが一般である。ただ一部に、内乱が大規模になれば外国は正統政府を軍事的に援助することも避止しなくてはならないと説く者がある。これに反し、民間人の叛乱団体に対する行為については原則として外國は責任をおわないのである。たゞ国民が叛乱軍の敵対行動に参加すべき船を提供すべく国内で艦装すること、或は叛乱軍を応援する義勇兵が募集編成されたりして国内が叛乱軍の基地に利用されるような、一定のことは相当の注意を以て國家が防止する義務がある。これふはしかし、平時において、一国が他の国の中問題に対して有する不干涉の義務に含まれるものである。右以外は、民間人が、叛乱軍と交通し取引することについて、国家は特別の義務を負うことはない。正統政府の側は、交戦状態を認めていないのであるから、かかる外国人の通商に関して公海で一定の交戦権を行使すること(戦時禁制品輸送、封鎖侵破、軍事的援助等による捕獲)は許されない。(若しそれを行えば、正統政府自ら交戦状態を認めたことになる) ただ、自己又は叛乱団体の占める自國領域(領海)内に

おいて、その主権に基き、国内法によりて、かかる外國船の行為を阻止し、自國法に従じ拿捕、捕獲、処罰することは為しうる(スペイン内乱においても然り)。正統政府は、叛乱団体の占める自國港湾に封鎖権を行使することはできない(交戦状態を認めずに封鎖権は行使しえない)が、これを閉鎖する権利は一般に認められる。正統政府が国内秩序回復のために執る措置は認めなくてはならないからである。その場合には、かかる港湾に入ろうとする外國船を一般に阻止し、必要に応じて拿捕、捕獲、処罰することができる。しかし、この場合も、かかる実力を行使できるのは領海内に限る。但し、叛乱状態の多くの先例に従えば、自國港湾の封鎖(正確には閉鎖)は、外國船に対するかぎり正式の封鎖の場合と同様に実効性を以て行われなければならないとせられ、そして、この場合には、閉鎖された自國港湾に入らうとする外國船を閉鎖艦艇の実力により公海においても阻止しうる主旨のようである。もつとも、この場合も、その效果は阻止にとどまり、捕獲という封鎖権に等しい效果は主張しえないものと解される(スペイン内乱の例)。

つまり、叛乱状態の場合には、いまだ戦争・中立の関係が存在しないのであるから、平時の国際関係が原則として支配する。従つて、内乱に対する外國の前述のような不干渉義務は、内乱が存在することによって事実として影響をうけるが、それは平時において一国が他国の国内問題に対して負う不干渉の義務の延長に他ならず、それ以外のものではない。また、叛乱団体及びその占める地域と外國との関係は、叛乱団体の国際法上の主体性を認められず、それとの関係は平時における他国の一地域に対する関係と同じであり、それが内乱の存在によつて、前述のように多少の問題が随伴するにとどまるのである。

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

18

しかしながら、内乱の存在、とくに大規模な内乱の存在は、外国としてこれを無視することができず、この内乱を前提とした公けの措置が外国においてしばしばとられる。これを叛乱団体の認知といつてゐるが、例えば、外国が内乱の両当事者に対して自國の中立法を発動して、自國民の通商を制限或は禁止し、また自國民が内乱の両当事者からする暴兵に個々に応じ或は募金に応じるなどの行為を禁ずることがそれである。これは、内乱が存在するさへに國際法上の義務として外國に要求されるものではない。つまり、それらの行為は前述の平時における不干涉の義務としてとらなければならない措置ではない。ただ、外國としては、大規模な内乱の存在に対し、紛糾をさける必要がある場合、自國の官民に、任意の国内的措置として施るべき規準を與えるものに他ならない。したがつて叛乱団体との間に、國際法規を適用するものでもなく、また叛乱団体になんらか國際法上の地位を認めるものでもない。もとより、これを正統政府に対する不法な干渉行為とみることはできない。

さへに進んで、大規模な叛乱状態が存在し革命政権が相当の実力と安定を獲得している段階において、外國としては、個々の事柄を事実として、叛乱団体との間に処理しうるとされる。これは正式の代表を通じて公けの交渉をするのではなく、また叛乱団体にその具体的な事項の處理以外なんらかの地位を設定するものでもない。叛徒の支配下の自國民及び自國の権益を保護するため、革命政権を事実上の相手として暫定的な具体的な事項の處理を行うのである。

ところで、中国の内戦において北京政権に対しては、台湾政府の側からも、また日本としても、これを交戦団体として承認した事実はない。台湾と北京との間には、敵対行動が大規模に行われ、事実上の交戦関係が存在する

が、台湾政府の側に、これを交戦法規によつて律しようとする明確な行為は認められない。（かかる行為があれば默示的にせよ、北京政権を交戦団体として認めたことになり、日本としても、内戦の両当事者に対して中立的地位に立ち、且つ北京政権を暫定的な國際法の主体としてこれと種々の問題の処理を行ふうことになる）。即ち、北京政権の軍隊との関係で、陸戦、海戦、空戦に、交戦法規に則つた行動がとられ、交戦法規による捕虜や傷病兵やスペイの扱いが施されてくるのははなべかと察せられるが、明確でない。台湾政府としては、北京政権将兵を国内的な犯罪者として扱うことも可能で、或はそら扱う余地をなき残してゐるようであり、また捕えられた者を処罰せず直に對中共戦に使用するなどの自由を保留しているようである。また大陸沿岸の相當範囲を一九四八年一二月以来封鎖しているが、これについては交戦権としての封鎖と區別し、正式には自國港湾乃至沿岸の閉鎖という形をとり得る。

また、日本の側としては、北京政権との間に事実上生ずる事件については、すでに台湾政府を相手にしていなじょうである。しかし、一方北京政権と公けの交渉をもつことは引揚・貿易・漁業などに亘つて政府は慎重に避けている。政府も北京政権を交戦団体として承認する意図のないことを明かにしてゐる。即ち台湾の北京との関係におひいても、また日本の北京政権との関係においても、北京政権を交戦団体として認むべき事実関係は十二分に熟してゐるがそれを公けに認めることは、必ずしも政治的にそれを避けてはいる。現実の行動を通じても明確にそこまで踏つてはいないようである。そうみると、日中関係においては、北京政権はなお叛乱団体という角度から、その国際関係を捉えなくてはならないことになる。もとより、右のような事実の発展過程で、暫定的に事実上の交渉を通

19

RE'-0059

0264

じて具体的問題を処理することはあらうる）。また交戦法規或は中立法規の明確な適用と認むべき事態が生ずればそれは默示的な交戦団体の承認を意味し、前述の如く、日中関係は台湾と北京に対し中立法規に準じて律せられることとなる。

六 北京政権承認と日華関係

かりに、台湾政府が大陸の支配を回復した場合には、日華平和条約は、その適用地域に関する条項により、自動的に全面的適用が実現するわけで、特別の問題はそこに生じない。ただ、この場合、北京政権と日本との間に事実として生じて未解決になつてゐる問題は、国民党政府を相手に処理されなければならぬ。台湾政府が北京政権に交戦団体の地位を認めない以上、台湾政府は、北京政権の行為について、外国に対する責任を免れるわけにはいかない。しかし、この場合も、台湾政府が事実上の存在である北京政権の行為について責任を負う規準は、国民政府の行為が国際法的な主体としての行為であつた場合を規準として考うべきである。北京政権が公海で日本船を拿捕し、これを捕獲する如き事実行為は、たゞ北京政権が国際法上の存在であつても原則として許されない。一方、北京政権が日本船の領海侵犯、或は領海内での不法行為に対し、これを拿捕し捕獲乃至処罰する事実行為は、それが北京政権の国内法上違法に行われ且つ外国人の保護に関する国際的規準に反しない以上、北京政権が国際法的主体であれば行はうる行為である。かかる行為を法的根拠のない事実行為として後から台湾政府に責任を問はうるかぎりではない。なお、無乱団体としての北京政権にも、中国領海内で、日本船の台湾に対する軍事的援助行為を阻

止し、戦闘のさうに日本船に不測に損害を及ぼしたことについては、責任を追及すべきではない。

X X X X X

ところが、北京政権が中國の政府として承認されることになると、日華平和条約との関係はやや複雑である。

この点では、第一には、日本は台湾政府を中國の唯一の正統政府として日華平和条約を結んだのであるから、あらためて北京政府を承認するに至つた場合には、政府承認の效果として、前政府による条約關係は新政府に継承され、日華間はやはり日華平和条約によつて規定される、と考えられる。しかし、この場合にも、理論的にはそうなるが、日華平和条約は北京政権に継承される同時に、新たな修正改訂、ときには廢棄の対象とせられることが法的に可能であるとともに、政治的には十分考えられることであろう。むしろ、北京政権承認の事実的条件としてかかる修正・改訂・廢棄が考えられるといつてもよからう。

しかし、この新政府による前政府の国際的権利義務の承継といふ政府承認の一般理論に従つてもなお問題はある。それは、政府の承認に関するある考え方につえば、内亂が大規模な段階に達した場合には、そのような状態において正統政府が外國と結んだ条約は必ずしも新政府を拘束しない、とされるからである。この考え方につえば、少なくとも一九四九年一〇月の北京政権成立以後については、台湾政府が外國と結んだ条約、なんづく政治的条約は、北京政権承認にさうして、北京政権を拘束せず、北京政権はこれを承継しないと解されよう。一九五二年の日華平和条約はあちろんこのカテゴリーに入る。この考え方も無視できない。その場合には、日華平和条約の新政府による継承とそれについてありうべきその改訂又は廢棄はなく、その代りに、単に新たな平和條約が北京政権との

間に商議され締結されることになる。(新にできる條約の実質については前の場合と殆んど変わらなかろう)。日華の戦争状態は前の場合と違つて、この新條約によつてはじめて終了する。北京政権の現に主張していくところに従えば、もとより、この線が採用されよう。また日華平和條約自身が、その適用を事實的な支配地域に限定して、その非支配地域は事實として空虚のままであること、消極的ながらこの考えにマッチするものも含んでゐる。

二 北京政権の承認に伴つて、日華平和條約が継承・改訂され或は新に締結されるにしても、北京政権承認までに行われた北京政権の事實的行為は、このような效果をもつてあらうか。この点は、前述(一)したところと変わらない。即ち、承認前に、北京政権が國際法の主体であつたとして國際法上為しらるところが規定とされる。しかも承認には溯及効が認められるのが一般だから、なおさらそうである。即ち、この場合、承認前北京政権が事實上成立したとき——それはおそらく一九四九年一〇月一日の北京政権樹立の時であらう——に溯りて、國際法上の效果を認むべきこととなる。北京政権の領海を侵犯し、或は北京政権領海内で北京政権の国内法を犯す、或は公海上で北京政権側の漁船団に損害を加える等のことは、北京政権が當時事實上の存在であつたとしても、やはり不法行為たることを免れず、その拿捕、その他北京政権の法に照らしての措置は認められなければならない(但し公海上における他國船による不法行為はこれを阻止し得、時に拿捕も認められるが、原則としてその本国に引渡さなくてはならない)。そして原則として、その本国の裁判所において被害者は加害者を訴追することが認めるべく、これに十分の救済が与えられないときは、被害者の本国は、加害者の本国に、國際法上その責任を問ひらる)。しかし、領海を越えて公海(一国をぎりで設けた禁止区域についても原則は同じ)での拿捕は原則として認められず、いか

んや国内法による没収・处罚は許されない。かかる行為は海賊行為に類してゐるが、その主体が政治的叛乱団体(相手が叛乱政権に属する公船でなく、私船であれば、そな海賊に近い)である、且つ私的掠奪を目的とするものでなく、かぎり海賊を以て標することはできない。このよくな行為は、當時において事實行為にとどまるにせよ、結局、國際法上の不法行為として把握されることになる。

以上は國際法上の規準であるが、北京政権承認の際に於いて、これらの関係が、兩者間の新たな協定によつて別段の扱いをうけることはありうる。この点で、もう一つ問題なのは、北京政権が、公海で漁船の無電操作等の行動を理由に、これを台灣側に対する軍事的援助として拿捕することである。北京、台灣間に交戦状態を法的に認めれば日本漁船のかかる行為は、中立法規上もとより北京政権の拿捕、さらに没収行為を正当なものとする。しかし、法的交戦団体の承認がなく、交戦状態の成立が認められない場合には、北京政権の右の行為は正当化されない。もつとも、ある考え方によれば内乱が大規模な段階に達すれば、正統政府に対する政府の軍事的援助行為は認むべきでなく、民間人による同じ援助行為に対しては叛乱政権の実力的介入を認むべきだとする。この考えは一般には承認されてはいるが、北京政権が現在のよくな地位を占める段階において、かかる國際法的な考えが存すること、並びに北京政権承認後新たな協定による処理があつうることを考慮して、慎重に考慮るべき点である。さうした北京政権としては、日本の過去の行為を中立法規を以て律する以上、北京政権に対する叛乱団体台灣を援助する不法干渉行為を以て律することが考えられる。もつとも、この場合に主として問題となるのは政府の行為であつて、民間人の行為は原則として前述したところと異なる影響は受けない。

第二部 日中漁業に關する諸問題

114

一 北京政権による日本漁船の拿捕・抑留の性質と根拠

日中間の現在の複雑した関係に応じて、三つの場合を考える必要がある。即ち(1)北京政権との間に考えられる戦争状態の継続、(2)中国の内乱、(3)平時の国際漁業関係である。ここでは(1)と(2)を取上げ、(3)はやや違う要素も含むので、二で考察する。

(1) 北京政権との戦争状態の継続

北京政権側が、日中間に戦争状態は終了せず、今後に平和条約の締結を予定していることは明かである。この立場からすれば、日中間の関係は、降伏文書に基く休戦関係である。即ち、もはや戦斗行動その他の交戦活動は行われないが、戦時関係は依然つづっている。台湾との間の日華平和条約は、中国の唯一の政府と主張する北京政権の認めるところではない。一方、日本は、日本が唯一の正統な中国政府と認めて居る台湾政府との間に日華平和条約を結んで、日華間の戦争状態を終了せしめた。ただ、この平和条約は、北京政権支配下の中国が事実上の適用外におけることを認め、右の北京政権支配下の地域についてどういう関係が生ずるかを事実の発展に任せている。そこで、前記のように主張する北京政権との間に、日中関係が将来処理される可能性が残されている。即ち、日本として溯及的に処理される可能性が少くな。

このように、北京政権との間の戦争関係を考慮しても、前述のように、日本との間は休戦の関係である。戦争状態の下においては、北京政権は、日本の沿岸小漁船を除いては、公海で漁船を敵船として拿捕・捕獲・没収する権利がある。しかし、これは交戦権の行使に属し、休戦下の現在では行使されないと考えられる。もつとも北京政権側は、日本に降伏文書違反の事実があれば、それを理由に、休戦関係による拘束を脱して、右のような交戦権行使を主張する可能性がないわけではない。しかし、現実にはこの事態は起つてはならない。

降伏文書による休戦関係の成立後も、連合国占領管理下に、日本の公海漁業は制限を受けた。いわゆるマック・アーサー・ラインである。従つて、休戦関係にあっても、このラインを出れば、公海上においても拿捕が行われる。しかし、この休戦関係は、サンフランシスコ平和条約及び日華平和条約で消滅し、平時関係が回復し、マック・アーサー・ラインもそれに先立つて廢止された。ただ、北京政権は自己との関係における戦争状態(休戦関係)の継続を根拠に、自己に関するがぎりマック・アーサー・ラインの有効性を主張する可能性がないではない。北京政権成立後、台灣が代表する中国の参加した対日管理、その下におけるマック・アーサー・ラインの廢止は無効だと主張しないとも限らない。ただ、この場合にも、対日管理は、連合国によって合同的に行われ、マック・アーサーを通じ

0267

て統一的に実施されていたことを認めなければならぬ。且つ右の日本の占領管理そのものが廢止された。したがつて、北京政権独自の右の主張はかなり難しいであろう。現実にもマックアーサー・ラインによる北京政権の日本漁船拿捕は行われていないと思われる。

以上の如く、北京政権との戦争関係からする北京政権の日本漁船の拿捕は根拠が全くないか或はきわめて乏しく、現実にものどのような拿捕は行われてはないと解される。

(2) 中國の内亂と日本漁船の拿捕

中国の内亂に関して、北京政権の交戦団体の承認が、日本又は台湾政府によりて（明示的或は默示的）行われれば、北京政権と台湾は戦争法規、日本と北京政権及び日本と台湾の間は中立法規によつて律せられる。即ち戦争状態に準じた関係が生ずる。但し、これは中国の内亂を基礎とする戦争状態で、前記の第二次大戦の延長としての戦争状態とは全く別物である。且つの場合には、北京政権と日本との間の戦争状態であつたが、今度の場合は、戦争状態は北京と台湾との間であつて、北京政権と日本との間ではない。北京と日本との間は右の戦争状態の存在に伴つて中立関係を以て律せられる。

右の中立関係の下においては、公海における日本漁船は原則として拿捕せられない。中立関係から例外的に拿捕されることがあるにとどまる。即ち、それは漁船が本来の漁業でなく、軍事的に使用された場合である。漁船が、台湾に対する戦時禁制品の輸送に使用され、或は北京政権の行う封鎖を犯し、或は台湾のためにするスパイや軍人

の輸送に従事し台湾のために軍事情報を提供し、或は台湾側に偷船せられ若くはその指揮に服して航海する如き行為（軍事的幫助）を行う場合である。これらの場合には、北京政権の艦艇は公海で、かかる日本漁船を拿捕し、これを捕獲・没収しうる。一定の条件の下では海上で破壊することもできる。また、かかる捕獲の前提として、日本漁船は一般に、北京政権艦艇が怪しいと思えば、その臨検搜索を受け、これに応ずる義務がある。これに感じなければ前記の諸行為がなくとも拿捕される。以上の交戦権の行使は認めなくてはならないが、それ以上のことをすれば、即ちもつばら漁業に従事してくるような船を拿捕したりすれば、日本に対する国際法違反である。この点、日本は交戦団体としての北京政権に公に抗議し、損害賠償その他を請求しうる。以上の諸関係は、逆に台湾の側についてても同一である。

しかるに、現実には、台湾も日本も北京政権を交戦団体と認めていない。默示的に認めたと解することもなお無理のようである。いずれも北京政権に交戦団体の地位を賦与することを故意に避けていると解される。そうすると北京政権は叛乱団体の地位にとどまつ、とくに国際法上の地位をもたな。台湾との間にも、また日本との間にも国際法上の公の関係は生じない。従つて北京政権は、公海で日本漁船に対して前述のような中立関係の交戦権を行使して拿捕を行うことはできない。日本はかかる交戦権の行使を黙認する義務はない。従つてそれを行えば、日本は実力を以てこれに対処しうる。ただ、北京政権を認めてはいけないから、公にこれを相手として、かかる行為の防止や損害の賠償を求めるることは原則としてできない。公式にはこの場合にも台湾政府を相手とする他ない。ただ、叛乱は国際法によつて禁ぜられた行為ではないから、北京政権が、大陸や台湾の領海内で、戦斗に伴う防衛的な行動

として日本漁船の前述のような諸行為を阻止することは認めなくてはならない。また台湾と北京政権との海上における敵対行動の現場においては、日本漁船(第三国船)は危険を自ら負担するのが例である(以上のことは、台湾を対象に考えた場合も同じである。つまり、民間の北京政権或は台湾との交通・通商は自由である。日本が内乱を認知して国内法的に特別の措置をとれば別である。もとも日本の認める正統政府、即ち台湾の側で、前述(第一部の五)に港湾閉鎖の権利があることは認めなくてはならない)。

ただ北京政権を将来承認する際にあっては、承認前の諸問題が、あらためて北京政権との平和条約で規律される可能性は強く、そのさへは前記の中立関係の規準が採用される場合も考えられる。そうなる場合には、日本漁船としては、情報関係その他、台湾に対する軍事援助になるような行為については、結局拿捕の危険を自ら負担しなければならないことになる。

二 公海漁業と日中漁業関係

現在の日中漁業関係について、第一次大戦の継続としての戦争関係、或は交戦団体の承認に伴う戦争・中立の関係、そのいずれも直接に影響しないとする。最後に平時関係において日中漁業問題を考えなくてはならない。現状の下で北京政権との間に民間漁業団体の話し合が行われるとすれば、内乱に伴う特殊問題が多少関係するのを除いては、実質的にはこの平時関係の漁業問題がその大部分を占めると思われる。

國際法上一般に確立しているところは、領海内での漁業は沿岸国が独占しうるし、且つ外国人にこれを認めるところである。

それがとくに条約で特別に規定されていないが故に、自國の法令でこれを規律しうる。一方、公海における漁業は各國とも平等に自由にこれを行なう。一国は他国の漁業を排斥・禁止し或はそれを自國の法令の規律に服せることはできない。ただ、とくに条約で定めた限りにおいては、公海の漁業について、条約当事国はその規定に従って行動しなくてはならない。日本にいたゞくえば、捕鯨や北太平洋漁業にその例がある。もとも、条約がなくとも、公海で一国の漁船が他の国々の漁船に故意又は過失で損害を与えるような場合は、不法行為による損害賠償の問題が生ずる。この場合、被害船(原告)の本国の裁判所が管轄権をもつのが原則であるが、不法行為に関してはより広く加害船(被告)の本国が管轄権をもつことがある。かかる法律で裁判が行われるかは、事が涉外事件であるので、その裁判を行なう国(國際私法)に従って決定せられる。不法行為に関する國際私法の原則は、裁判する国(法)によるとする場合もあるが、不法行為の原因となる事実の起つた場所の属する国(法律)とするのが普通である。日本もそうである(法例第一条)。公海で行われた一国にまたがる不法行為については、加害船の国の法律或は被害船の国の法律を適用すべしとする考え方もあるが、両者の法律を重複して適用すべしとする考え方が有力である。

II 領海と公海の境界、つまり領海の範囲は、一般には三浬となつてゐる。少くとも三浬までを領海とすることは國際的に確立してゐる。しかし、三浬以上にわたりて領海を主張する国が少くない。中国は伝統的には三浬を主張しているが、北京政権は、ソ連と同様に二二浬であろうと察せられる。但し、この二二浬について、普通の領海と同じ権利を主張してゐるかどうかは若干疑問がある。しかし、いずれにしても、漁業はそれに含めてゐるようである。日本は伝統的に領海三浬を支持してゐる。他の国は主張する二二浬の領海を当然に認める國際法上の義務

はない。但し、三浬以上の領海を主張する国が少くない現状において、右の北京政権の主張は、交渉の問題として考慮すべきである。

三 この他、領海外に、接続水域が設けられることがある。これを設けていたる國も今日少くない。これは領海と異なるが、領海外一定範囲の公海面に、関税、衛生、出入國、その他特定の事項について、沿岸國がその排他的管轄権を主張するものである。国防や漁業についてもこれを主張する國がある。このような國は少くないが、現行国際法の下で一般的な制度として認められてくるものではなく。他國と協定で約束するときに、その他国の船舶及び國民に対してかかる沿岸國の管轄権が行使される。しかし、領海を拡張しようとする最近の要求に関連して、かかる接続水域を一般的な制度として適当な形で認めようとする動きはある。即ち、国際連合の国際法委員会は、各國の態度を参考した上でこの点について結論を出していく。それによれば、沿岸國は、領海について沿岸から一二浬の範囲内の公海面で、関税、出入國、財政、衛生の規則に対する國內の違反行為を阻止或は処罰するのに必要な管理を行つうることとされる。即ち、範囲は一二浬であり、且つ漁業は明かにそれから排除されている。ただこの点は、同じ国際法委員会が領海制度について出してくる結論となお調整さるべきものと残してくる。即ち同委員会は領海の範囲に関する、各国のさまざまな主張の妥協に苦しみ、最初は、領海は一二浬の範囲内で、沿岸國が定められたるものとした。同時にこの場合、漁業の独占権は三浬に限り、それ以上一二浬までの範囲では、漁業について沿岸國は、資源保存の措置のみを執りうるとし、且つこの場合、外国人を差別してはならないとした。そしてこの保存措置の効力について争いが生ずれば、調停か仲裁にかけることとした。同じ委員会の後の案では、これを改め、領

海は三浬とし、無害航行及び漁業に関する前述の規定を条件として一二浬までこれを拡張しうるという形にした。

即ち、一定の制限の下に、領海の觀念が一二浬まで及ぶことを認めるもので、これと範囲を同じくする同委員会の接続水域の觀念との間には、なお調整の余地が認められる。しかし、いずれにしても、一二浬までの範囲については、沿岸國による漁業保存措置を認めようという傾向にある。一二浬に及ぶ接続水域にせよ、保存水域にせよ、現行国際法による一般的制度ではないが、今後の国際法の發展の動向としては注目されるものであって、漁業問題について新たに交渉をしようという場合には、無視することをえないであろう。

四 わたしに最近、沿岸國が広大な公海面、つまり水深二〇〇メートルまでの公海或は沿岸から一二〇〇浬の公海について、資源保存及び利用のために、大陸棚の権利を主張し宣言する例が生じてゐる。これは右の範囲にわたりて、主権或は主権類似の権利を主張するものであつて、その本來の形においては、右の範囲の公海海底の土地について主張されるものである。このような主張は、現行の国際法上直ちに根拠があるとはいへ難いが、次第に認められる傾向にあり、国際連合の国際法委員会もこれを認める結論を出していく。この点で、しま問題となつてゐるのは、これまで漁業をこの大陸棚の觀念に含ませるかどうかの点である。

國によれば、大陸棚の觀念に、右の公海面における航行の自由だけを除いて、すべての主権的権利を含ませるものがある。即ちこの場合には主として漁業資源の保存と利用に関する独占的権利が、広大な大陸棚の公海面に主張するのである。中南米の若干の國や韓國はその著名な例である。このような大陸棚の觀念は国際法の原則に矛盾するのみならず、将来の問題としても支持するものはなく、国際連合の国際法委員会も否定している。

北京政権も大陸棚の理論は認めてゐない。

III-1

五 しかしながら、公海の漁業に関して、第二次大戦後、資源保存が強く主張されるようになつてゐる。これは漁獲手段の発達により、公海において漁業を国際的な自由競争に任せておくときは水産資源が減少涸渇するおそれが科学的に認められてきたためである。そして、漁獲量を持続的に最大に維持すること（持続的最大漁獲の原則）が公海を人類の幸福に奉仕させる所以であることを認め、科学的調査を基礎とする保存水域の観念が成立しつつある。これについても、トルーマン宣言その他若干の国の主張がすでにあるが、国際連合の国際法委員会は各国の見解を参照しつつ一つの結論を出すに至つてゐる。もとより、同委員会もそれが現行の一般国際法規だとはいつてはないが、今後発展すべき国際法規として認めたのである。それにれば保存水域についての第一の原則は大陸棚と異なり、必ずしも沿岸区域でなく公海一般が問題とされることで、且つそこにおける従来の漁業の実績が一つの規定となる。次にこれを補充する原則として、保存水域に対する沿岸国の利益が顧慮される。

即ち、一国のみが漁業に従事してゐる公海面では、その国が単独に魚族保存のための規律と管理を為しうる。二国以上が漁業に従事してゐる公海面では、これらの国が協定によつて必要な保存措置を定めなくてはならぬ。新規がかかる公海面で漁業に従事しようとする場合は、すでに設定された保存措置に従うかぎり自由であるが、もじぞれに従つことを欲しないときは、関係国の要求で国際機関に問題を付託しなくてはならない（『漁業』第一条）。次に、漁業の実績がない場合にも沿岸国は沿岸から一〇〇浬の海面において、魚族保存の規律に平等の資格で参加する権利を有する（同第二条）なお、魚族保存規則の作成に當る国際機関の設立が予定されている（同三条）。

六 したがつて、領海においては沿岸国の漁業権を尊重すべき義務があり、公海においては、とくに条約の規定がないかぎり各國は自由に漁業を行ふ権利がある、といふ現行国際法の原則については、今後その適用或は新たな協定の交渉が問題となる場合に、次のことを考慮する必要がある。

(1) 領海は少くとも三浬を認める義務がある。それ以上については、沿岸国の漁業に関して特別の権利は認められない。たゞ、一二浬の範囲については、沿岸国のが魚族保存の措置に考慮を払う必要があるであらう。これは、領海の範囲について各國のまちまちの主張がそれぞれ強く主張され、北京政権、ソ連など一二浬を主張する国もあり、且つ国連の国際法委員会も前述の限度で、これを認めるに傾いてゐるからである。この場合は、沿岸国が魚族保存の必要を認めれば、その国の一方的な魚族保存措置を他国は認める必要がある。但し、他国としては、その保存措置を前提として、沿岸国と平等の立場で同水域の漁業に参加しうる。この点では、この三一一浬の沿岸水域は、なお漁業の独占を為しうる狭義の三浬の領海とは性質を異にするものがある。

(2) 右以外のつまり沿岸から一二浬以上の公海においては、いかなる國も一方的に、漁業独占水域、漁業禁止水域、漁業制限水域、或は保存水域等を設けることはできない。自國漁船に対してそれを設け実施することはできるが、外國漁船に対してそれは無効であり、これを実施すれば国際法違反となる。ただ、ある国だけが漁業実績をもつ水域においては、その国だけで保存水域を設ける。後に他国がその水域で漁業を行うことを禁ずることはできないが、他国はその保存措置に従つて同水域の漁業に参加するか、そうでなければ、新たに国際機関による保存措置の検討を経た上で、その検討された保存措置に従つて参加しなくてはならない。二国以上が漁業の実績を有する水

III-1

域では、その二国以上で必要があれば魚族保存措置を協定しなくてはならない。その水域で第三国が新に漁業に從事しようとする場合は、前の場合と同様にして参加の途が開かれてくる。このいずれの場合も、沿岸国とか沿岸水域がとくに問題とされるのでなく、公海一般について、且つ実績を有する国について保存水域が考えられるのである。

(3) (2)の原則は沿岸国との関係で、次の点だけ制限をうける。即ち沿岸国は、沿岸から100浬(①)を考慮すれば、(二三浬以上100浬以内)の公海面では、魚族保存措置をとる必要がある場合、漁業実績の有無にかかわらずその水域で実績を有する国の協定に参加する権利がある。(2)の場合、即ち沿岸から二三浬以上の公海面においては、いかなる場合にも、一国の(それが沿岸国であつても)措置が他の國の漁業に適用されることはない。

七 くり返えすまでもなく、六の①-③を含む以上のこととは現行国際法規ではない。しかし、現在の国際法規が発展する方向として具体的に考えられた有力な線であり、この問題を今後取上るさいには、考慮すべき要素である。これらを一切無視して、公海における漁業の自由を主張し実行することは、権利の濫用とともに考えられるようになつてゐる。

また、以上の点を考慮するさうには、かかる魚族保存措置が科学的調査によりて客観的にこれを必要とする根拠があること、且つ漁場を開拓した実績が一つの規準とされることも注意しなくてはならない。漁業の実績といつては、他國の沿岸で他國の漁船や漁民に被害を加え或は他國の領海を侵犯するような場合は別であるが、公海漁業において沿岸国以外の国がもつ漁業の実績は、国際法上、侵略と目せらるべきものでないことはいうまでもない。

また、国際的な漁業資源保護の波にのり、科学的調査と漁業の実績及びある範囲での沿岸国利益保護を基礎とする保存水域の設定が一般的な傾向となりつゝある。公海において莫大な漁業実績を有する国は、右の見地から若干の讓歩を考慮すべき場合が生じよう。しかし交渉は、右の一般的傾向を考慮しつゝ、ギヴ・アンド・テイクで行われなければならないことはさうまでもない。科学的調査を基礎として、保存措置の対象となるべき水域の範囲、或は漁船の数、魚種、漁獲高、漁法、漁期、違反防止の方法、違反者に対する処置などを、海洋資源保護に関する国際社会全体の目的と関係國の利害の調節の見地から、具体的に取極めなくてはならない。

日中漁業と国際法の諸問題

昭和二十九年十二月十七日印刷

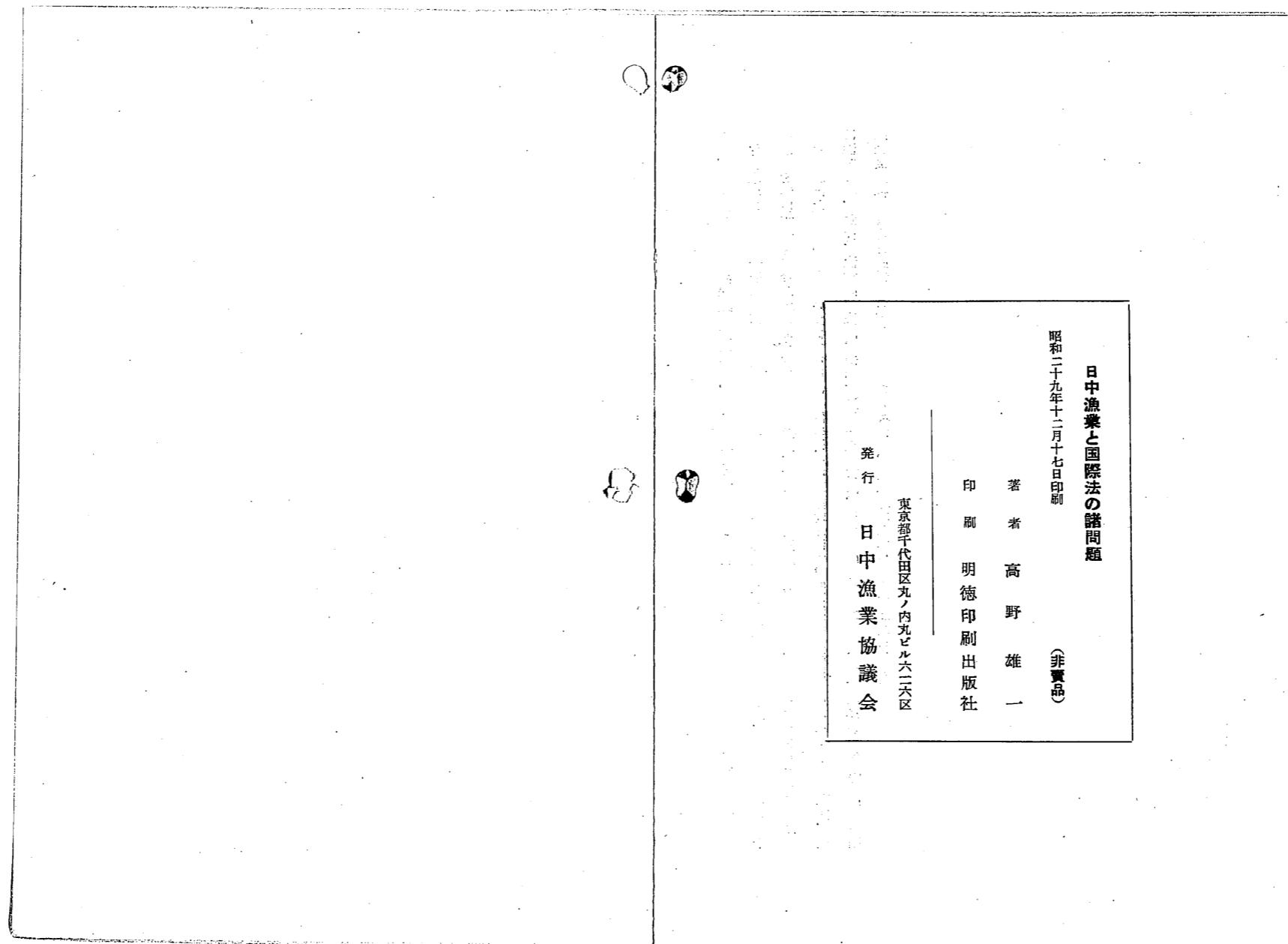
(非賣品)

著者 高野雄一

印刷 明徳印刷出版社

東京都千代田区丸ノ内丸ビル六二六区

発行 日中漁業協議会



RE'-0059

0273

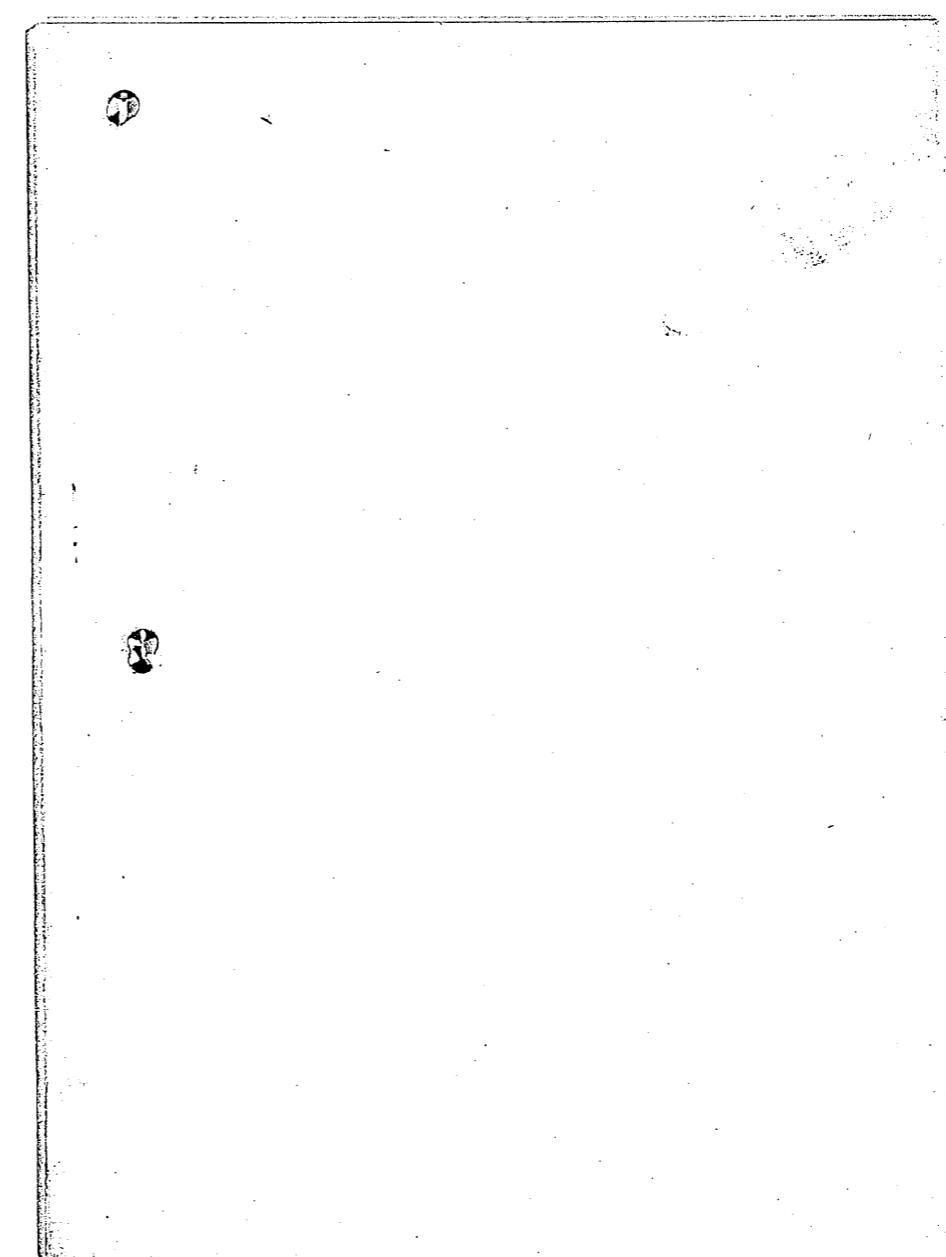
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



RE'-0059

0274

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan